

平成28年度原子力被災12市町村農業者支援事業の事業評価について

平成28年度に実施した原子力被災12市町村農業者支援事業の評価結果について、原子力被災12市町村農業者支援事業実施要綱（平成28年10月11日付け28文第152号農林水産事務次官依命通知）第10の3により、公表します。

【問い合わせ先】

大臣官房文書課

災害総合対策室

原子力災害グループ

（内線 3147）

平成 28 年度原子力被災 12 市町村農業者支援事業の評価書

1. 事業の実施状況

①事業実施市町村	8 市町村（当初見込み市町村：8 市町村）														
②事業申請期間	平成 28 年 12 月 9 日～平成 29 年 1 月 13 日														
③事業実施計画者数	73 者														
④事業実績															
事業費計	582,066 千円	うち補助金	423,393 千円												
（うち	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td> 農業用機械等の導入</td> <td style="text-align: right;">512,800</td> <td style="text-align: right;">377,735</td> </tr> <tr> <td> 施設の整備等</td> <td style="text-align: right;">50,107</td> <td style="text-align: right;">36,803</td> </tr> <tr> <td> 施設の撤去</td> <td style="text-align: right;">108</td> <td style="text-align: right;">80</td> </tr> <tr> <td> 家畜の導入</td> <td style="text-align: right;">19,050</td> <td style="text-align: right;">8,775</td> </tr> </table>			農業用機械等の導入	512,800	377,735	施設の整備等	50,107	36,803	施設の撤去	108	80	家畜の導入	19,050	8,775
農業用機械等の導入				512,800	377,735										
施設の整備等				50,107	36,803										
施設の撤去				108	80										
家畜の導入				19,050	8,775										
農業用機械等の導入	512,800	377,735													
施設の整備等	50,107	36,803													
施設の撤去	108	80													
家畜の導入	19,050	8,775													

2. 事業目標に係る点検

- ①事業目標 平成 23 年 12 月時点で農産物生産の中止等を余儀なくされた農地（17,298 ha）のうち、平成 32 年度末までに 6 割の営農再開を図る。
- ②平成 28 年度営農再開面積（目標）
4,825 ha
- ③平成 28 年度営農再開面積（実績）
3,897 ha
- 注）平成 28 年度の営農再開面積（目標、実績）は、原子力被災 12 市町村の市町村別営農再開面積（実績、目標）から、平成 28 年度時点で避難指示が解除されていない区域がある富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村の当該区域内の農地面積を除外した数値である。
- ④目標達成度（③/②×100）
80.8%

3. 点検評価の総合所見

- (1) 事業の実施に当たっては、市町村、関係団体、農業者等向けの説明会の開催、農業者等に対する事業パンフレットの郵送、事業申請期間中の相談会の開催、官民合同チーム営農再開グループ（福島県農業振興課及び農林事務所農業振興普及部・農業普及所等が構成員）による農業者に対する個別訪問調査時における事業内容の紹介等を行うことにより、農業者に対する事業の周知と利用促進の取組が実施された。
- (2) 事業実施計画書の内容審査や複数の見積りによる事業費チェック等に取り組むことにより、事業の効率性、有効性が十分に確保されるよう実施された。
- (3) 事業目標の達成度は 80.8% である。これは、本事業が国の平成 28 年度第 2 次補正予算で措置されたこともあり、平成 29 年度以降に反映される営農再開の実績があること等から、事業目標に見合ったものである。

(4) 平成29年3月に川俣町、浪江町、飯館村、4月に富岡町の避難指示区域のうち一部の帰還困難区域を除いて避難指示が解除され、営農再開が可能となる地域が大幅に拡大するため、県が市町村及び関係機関と一層連携して、農業者への事業周知と利用促進の取組を積極的に推進するとともに、必要に応じて事業実施計画に基づく営農再開の取組状況を把握して指導を行うことにより、事業目標の達成を図ることが重要である。

農林水産省から福島県知事に対する改善指導の必要性

無